租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の 策の名称	の対象とした政	特定住宅造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (農用地区域内の農用地が農業経営基盤強化促進法の規定による買入協議に基づき農地中間管理機構に買い取られる場合)
2	対象税目	① 政策評価の 対象税目	(法人税:義) (国税) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動)) (地方税)
		② 上記以外の 税目	(所得税:外) (国税) (個人住民税、個人事業税:外(自動連動)) (地方税)
3	内容		《制度の概要》 農地所有適格法人が保有する農振農用地区域内の農地等を、 農業経営基盤強化促進法第 16 条の買入協議により農地中間管理 機構に譲渡した場合、年 1,500 万円までを控除することができ る。 《関係条項》 租税特別措置法第 65 条の 4、第 68 条の 75
4	担当部局		農林水産省 経営局 農地政策課
5	評価実施 象期間	寺期及び分析対	評価実施時期:令和3年5月~8月 分析対象期間:平成28年度~令和2年度
6	創設年度》		平成7年度 : 創設 平成26年度: 農地中間管理機構に対して譲渡した場合を追加 令和元年度 : 農地利用集積円滑化団体に対して譲渡した場合を 除外
7	適用期間		恒久措置
8	必要性 等	① 政策目的及 びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 令和5年度末時点で、全農地面積の8割(現状約6割)が担 い手によって利用される。令和2年度目標値は70.6%。
			《政策目的の根拠》 〇食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定) 「農業構造の展望」の中で、「全農地面積の8割が担い手に よって利用される農業構造の確立を目指す」旨を明記。
			〇日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) 第 I 総論 5. 「成長への道筋」に沿った必要な主要施策例
			(1) 民間の力を最大限引き出す ⑤ 農林水産業を成長産業にする 〈成果目標〉
			今後 10 年間で、全農地面積の8割(現状約5割)が担い手

			て担い手	のコメの生 \ら4割削》	産コストを	、現状全[業界の努力 国平均(1 7 · 2010 年比	万6千円	
		② 政策体系に おける政策 目的の位置 付け	興、農業の 増進、水産 向上と国民 《中目標》	多面的機能 資源の適切	の発揮、栽な保存・管な発展を図	林の保続 ^は 理等を通		生産力の	
			《政策分野》		とと農地の	確保			
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別 令和5年 用される。	度末時点で	、全農地面	積の8割な	目標》 が担い手に	よって利	
			与》 本特別措 入協議による の規模拡大 所有者がこれ	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特別措置の対象となる農業経営基盤強化促進法に基づく買 入協議による農地の権利移転は、権利を取得した地域の担い手 の規模拡大等に資するものである。本特別措置により、農地の 所有者がこれらの権利移転をする場合の税負担を軽減し、担い 手への農地集積の実現に寄与している。					
9	有効性 等	① 適用数				ì	単位:件、法 ,	人	
	,			平成	平成	平成	令和	令和	
				28 年度	29 年度	30 年度	元年度		
				(実績)	(実績)	(実績)	(実績)		
			適用件数	7	8	5	2	6	
			適用法人数	7	8	5	2	6	
			面積	141. 5	112. 8	65. 9	107. 2	106. 9	
			税特の指数 数る 算 な出令カ 人 別 4 法 特 転 を 本 軽 転 す を を を で を で で で が で が で が で で が で で が で が	語出すののこり年 語出すに和計度 ・推計度 ・推計度 ・大 はは はは はは はは はは はは はは はは はは はは	数 新 な な な は な は な は な は な の の の の の の の の の の の の の	でおり、本 ² ため、 ま年 を ま年 を を を を を を を を を を を を を を を を	、本特別措置の 特別計算の 中間元年度の 中間元年度の 東の 東の 東の 東の 手機の で で で で で で で で の の の の の の の の の の の	D みの 適用 値に のは に合計 一 のは を 積等によ 計 で のは で のは で も に のは に のは に のは に のは に のは に のは に のは に のは に のは に に のは に に のは に に のは に に のは に のは に のは に のは に のは に のは に のは に のは に のは に のは のは のは のは のは のは のは のは のは のは	

利用集積計画による権利移動面積のうち、所有権移転による面積は約1割程度にとどまる。

また、農地所有適格法人は主たる事業が農業であることから、生産基盤となる農地を手放すことが少ないことも適用が 僅少である一因として考えられる。

以上により、令和元年度の適用件数は2件と僅少になっているが、1件当たり50ha以上の農地が担い手に集積されている。

また、北海道のように農地の売買価格が収益還元価格に近い地域では、売買による農地の集積も重要な役割を果たしており、こうした売買による農地集積を促進する本特別措置は必要である。

・ 今般、「人・農地など関連施策の見直しについて(取りまとめ)(令和3年5月25日農林水産省公表)」において、生産基盤である農地について、健全性を図りながら、持続性をもって最大限利用されるようにしていくことが必要という認識の下、人・農地プランで地域が目指すべき将来の具体的な農地の姿(「目標地図」)を明確化した上で、農地バンクを軸として取り組みを進めることを検討しており、担い手への農地の集積・集約化に向けた一層の取り組みを行うこととしている。

② 適用額

単位:百万円

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(見込)
法人税	105. 0	99. 5	68. 5	30.0	77. 2
法人事業税	105. 0	99. 5	68. 5	30.0	77. 2
法人住民税	105.0	99. 5	68. 5	30.0	77. 2

※ 租特透明化法に基づき把握される情報は、本特別措置以外の租 税特別措置等の適用数等を含んでおり、本特別措置分のみの適用 数等を抽出することができないため、農地中間管理機構等に対す る実績調査により把握(平成28年度~令和元年度)。

なお、令和 2 年度は平成 28 年度~令和元年度の平均値により算出した推計値。

※ 適用額の算出方法は、以下のとおり。詳細は別添を参照。適用額=(買入面積/適用件数)×(買入金額/買入面積)×取得費・譲渡費用控除×適用件数

		③ 減収額						
		3. 水红鹤					単	位:百万円
				平成	平成	平成	令和	令和
				28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
				(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(見込)
			法人税	24. 4	23. 1	15. 9	7. 0	17. 9
			法人事業税	7. 0	6. 7	4. 6	2. 0	5. 4
			法人住民税	1. 7	1.6	1. 1	0. 5	1. 3
			減収額 計	33. 1	31. 4	21. 6	9. 5	24. 6
							、本特別措置	
							特別措置分の	
							中間管理機構	菁等に対す
					握(平成 28 ほ 平成 28 4]値を基に算
			出した推		2100 790 20 -		0 - / X	にとをで弁
					# NT0	L+\II ===	細け四年ナイ	₩ 172
				^{貝の昇田万法} 税減収額	は、以下の =適用客		細は別添を参	
			** ** *		一過用 額=適用額			
					.額=法人和		党率	
		④ 効果	《政策目的	の達成状況	及び達成目	標の実現	伏況》	
			令和2年/	度における	担い手によ	る農地の	利用面積は	、全農地
			面積の約6	割(58.0%)となって	いる。		
			│ 【達成目標Ⅰ	一分する知	税特别拼置	景等の直接	的动里》	
							ロのネッ 有適格法人	から担い
			手となる法。					
			推進するこ	とを目的と	する施策で	あり、過	去5年間(平成 27~
			令和元年)(の1件あた	りの平均集	養面積は	21.8ha とな	よってい
			る。					
			※ 農地中	叩間管理機構	等に対する	実績調査。)	農林水産省詞	周べ。
		⑤ 税収減を是	本特別措制	置は、平均	的な販売農	と ままれる とうしゅう とうしゅう とうしゅう とうしゅう しゅう とうしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	現模が 2. 2ト	na(都府
		認する理由	県: 2020 年				件当たり2	1.8ha(約
		等	10倍)の農				/ 	
							(農産物生	
			令和元年産業 ha の生産コ					
			10, 232 円/6	,		0.		
			10, 202 <u>1</u> / 0 経営所得の[川田匠での	Ο 1Ε 11119 Τ Δ	16、展本
					· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	おける一日	時的な税収	減は、是
			認されるもの	のと考えて	いる。			
10 1	相当性	① 租税特別措	本特別措施	 置は、農地	 所有適格決	・ 人が農業組	経営基盤強	 化促進法
		置等による	に基づく買え				-	
		べき妥当性	り、かつ、 -					
		等	適用を受け				•	
!			الكراي وارتيا	J 1, 2 W C C	J. 129	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		•

		② 他の支援措	本特別措置の他に「農地保有の合理化のために農地等を譲渡
		置や義務付	した場合の所得の特別控除(800万円)」があるが、それぞれど
		け等との役	ちらかの適用となる。
		割分担	「農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の
			特別控除」は、ア 農業委員会のあっせんによる譲渡、イ 農
			用地利用集積計画に基づく譲渡、ウ 農地中間管理機構に譲渡
			する場合に適用が受けられる。
			一方で、本特別措置は、農業経営基盤強化促進法に基づく買
			入協議により農地等を譲渡する際に適用が受けられる。買入協
			議は、農業委員会が利用調整を行ってもなお、双方の合意が得
			られず、認定農業者に対する権利設定が困難な場合に農地の所
			有者に対して一定期間の譲渡制限を課すものであることから控
			除額が高く設定されている。
		③ 地方公共団	大性別世界の江田により、 センチャの典地生徒だに進されて
		③ 地方公共団	本特別措置の活用により、担い手への農地集積が促進される
		る相当性	ことにより、地域農業の持続的な発展に資するものであること
			│から、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。 │
44	+=+++	= 47	
11	有識者の	見解	_
12	評価結果(の反映の方向性	
	TI IM TO INC.		負担を軽減することで、担い手への農地集積を推進するために必要
			不可欠であるため、引き続き存続すべき制度である。
13	前回の事		平成 28 年8月
	評価の実	施時期	

1. 適用件数

〇適用件数(令和2年度)

単位·件

 (平成28年度適用件数)
 (平成29年度適用件数)
 (平成30年度適用件数)
 (令和元年度適用件数)
 (4年度平均)

 6
 =
 (7
 +
 8
 +
 5
 +
 2
) ÷
 4

2. 適用金額積算 単位: 百万円

○法人税・法人事業税・法人住民税

平成28年度 1件当たり適用額(千円) 適用件数 15,000 × 7

1件当たり譲渡所得(千円) 買入面積(ha) 適用件数 買入金額(千円) 買入面積(ha) 取得費・譲渡費用控除(10%) 17,459= (141.5 ÷ 7)×(135,796 ÷ 141.5)×(100%-10%)

※1件当たり譲渡所得1,500万円を超えるため1件当たり適用額1,500万円とした。

 平成29年度
 1件当たり適用額(千円)
 適用件数

 99.5
 12,443
 ×
 8

1件当たり譲渡所得(千円) 買入面積(ha) 適用件数 買入金額(千円) 買入面積(ha) 取得費・譲渡費用控除(10%) 12,443 = (112.8 ÷ 8)×(110,601 ÷ 112.8)×(100%-10%)

 平成30年度
 1件当たり適用額(千円)
 適用件数

 68.5
 13,704
 ×
 5

1件当たり譲渡所得(千円) 買入面積(ha) 適用件数 買入金額(千円) 買入面積(ha) 取得費・譲渡費用控除(10%) 13,704 = (65.9 ÷ 5)×(76,134 ÷ 65.9)×(100%-10%)

 令和元年度
 1件当たり適用額(千円)
 適用件数

 30.0
 15,000
 ×
 2

1件当たり譲渡所得(千円) 買入面積(ha) 適用件数 買入金額(千円) 買入面積(ha) 取得費・譲渡費用控除(10%) 42,228 = (107.2 ÷ 2)×(84,455 ÷ 107.2)×(100%-10%)

※1件当たり譲渡所得1,500万円を超えるため1件当たり適用額1,500万円とした。

<u>令和2年度</u> 1件当たり適用額(千円) 適用件数 77.2 = 14,037 × 6

3. 減収見込額積算

単位:百万円

単位:百万円

(1)法人税……①

(2)法人事業税(所得割)……②

<u>平成28年度</u> 24.4	法人税適用額 105.0	×	税率 23.2 %	<u>平成28年度</u> 7.0 =	法人税適用額 105.0	×	税率 6.7%
平成29年度 23.1 =	法人税適用額 99.5	×	税率 23.2 %	平成29年度 6.7 =	法人税適用額 99.5	×	税率 6.7%
平成30年度	法人税適用額 68.5	×	税率 23.2 %	平成30年度 4.6	法人税適用額	×	税率 6.7%
<u>令和元年度</u> 7.0 =	法人税適用額	×	税率 23.2 %	令和元年度 2.0 =	法人税適用額	×	税率 6.7%
<u>令和2年度</u> 17.9 =	法人税適用額 77.2	×	税率 23.2 %	<u>令和2年度</u> 5.4	法人税適用額 77.2	×	税率 7 %

(3)法人住民税……③

平成28年度 1.7	法人税減収見込額 24.4	×	税率 7 %
<u>平成29年度</u> 1.6	法人税減収見込額 23.1	×	税率 7 %
<u>平成30年度</u> 1.1 =	法人税減収見込額 15.9	×	税率 7 %
<u>令和元年度</u> 0.5 =	法人税减収見込額7.0	×	税率 7 %
令和2年度 1.3 =	法人税减収見込額 17.9	×	税率 7 %

(4)減収見込額(①+②+③)

<u>平成28年度</u> 33.1 =	①法人税 24.4	+	②法人事業税 7.0	+	③法人住民税 1.7
平成29年度 31.4	①法人税 23.1	+	②法人事業税 6.7	+	③法人住民税 1.6
平成30年度 21.6 =	①法人税 15.9	+	②法人事業税 4.6	+	③法人住民税 1.1
令和元年度 9.5 =	①法人税 7.0	+	②法人事業税 2.0	+	③法人住民税 0.5
令和元年度 24.6 =	①法人税	+	②法人事業税 5.4	+	③法人住民税 1.3

4. 適用実績及び減収額

区分	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込)
適用件数(件)	7	8	5	2	6
減収額 (単位:百万円)	33.1	31.4	21.6	9.5	24.6

※農地保有合理化法人及び農地中間管理機構への実績調査により適用件数、面積、金額を把握

1 法人税の減収見込額

		H28	H29	H30	R1	R2 (見込)
1	件数(件)※	7	8	5	2	6
2	買入面積(ha)※	141.5	112.8	65.9	107.2	106.9
3	1件当たり面積(②/①)(ha)	20.2	14.1	13.2	53.6	
4	買入金額(千円)※	135,796	110,601	76,134	84,455	
5	1件当たり買入単価(千円)	960	981	1,155	788	
6	1件当たり譲渡金額(③×⑤)(千円)	19,399	13,825	15,227	42,228	
7	取得費・譲渡費用率(推定)	10%	10%	10%	10%	
8	1件当たり譲渡所得(千円) (⑥-(⑥×⑦))	17,459	12,443	13,704	38,005	
9	1件当たり適用額(千円) (⑧(®が1,500万円を超える場合は1,500万円))	15,000	12,443	13,704	15,000	14,037
10	税率(%)	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2
11)	1件当たり減収見込額(千円) (⑨×⑩)	3,480	2,887	3,179	3,480	3,257
12	減収見込額(百万円) (①×⑪)	24.4	23.1	15.9	7.0	17.9
13	適用見込額(百万円) (①×⑨)	105.0	99.5	68.5	30.0	77.2

[※]農地保有合理化法人及び農地中間管理機構への実績調査により適用件数、面積、金額を把握

2 法人住民税、法人事業税の減収見込額

		H28	H29	H30	R1	R2 (見込)
法人住民	税					
	うち市町村民税					
13	税率(%)	6	6	6	6	6
14)	減収見込額(⑫×⑬)(千円)	1,461.6	1,385.6	953.8	417.6	1,074.7
	適用見込額(⑫)(百万円)	24.4	23.1	15.9	7.0	17.9
	うち道府県民税					
15)	税率(%)	1	1	1	1	1
<u>16</u>)	減収見込額(⑫×⑮)(千円)	243.6	230.9	159.0	69.6	179.1
	法人税減収見込額(⑫)(百万円	24.4	23.1	15.9	7.0	17.9
法人事業	税					
17)	税率(%)	6.7	6.7	6.7	6.7	7
18)	減収見込額(③×①)(千円)	7,035	6,669	4,591	2,010	5,404
	適用見込額(⑬)(百万円)	105.0	99.5	68.5	30.0	77.2
合計(個)+16+18)(千円)	8,740	8,286	5,704	2,497	6,658

3 減収額(1+2)

	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)
減収額(百万円)	33.1	31.4	21.6	9.5	24.6